

議 事 録

会 議 名	平成20年度第1回寒川町まちづくり推進会議		
日 時	平成20年8月19日(火)午後1時30分～4時45分	開催形態	公開
場 所	寒川町民センター3階講義室		
出 席 者	<p>委員：西川委員、大庭委員、栗原委員、中沢委員、森澤委員、市本委員、各務委員、石黒委員、木村委員、金子委員、村松(正)委員、清田委員、柳川委員、古尾谷委員、小林委員、磯崎委員</p> <p>事務局：入澤参事兼町民課長、池田主査、宮崎主任主事</p> <p>(欠席者：斉藤委員、佐藤委員、村松(-)委員 欠員1名)</p> <p>※傍聴人2名</p>		
議 題	<p>1 会長の選出</p> <p>2 ワークショップ「地域の安全」のまとめ Part1</p> <p>3 会議公開、パブリックコメント手続に関する規則(素案)について</p> <p>4 住民活動支援に関する検討について</p>		
決定事項	<p>1 会長に森澤徳文委員、副会長に村松正喜委員を選出</p> <p>2 平成19年度第2回まちづくり推進会議で行ったワークショップにおいて抽出した「地域の安全」を阻害する課題について、8ジャンルの中からA、B各グループで一つを選択し、自助・共助・公助の視点で役割分担について議論し結果を発表。 ⇒ 役割分担の結果は、別途資料参照 整理した役割分担をまちづくりの活動としてどう定着していくかを、今後議論していく予定。</p> <p>3 ○非公開の会議の議事録についてプライバシーを除いて公開することを検討する。 ○規則等は各執行機関でつくるのが原則だが、法制担当に確認し、規則の一本化が可能ならばその方向で調整する。 ○パブリックコメントに対する評価・チェックにまちづくり推進会議がかかわることについて、再度内容を検討する。</p> <p>4 市民活動サポートセンター等の市民活動支援の方策について、まちづくり推進会議において今後検討していく。</p> <p>※ 議事録署名委員の指名 ⇒ 各務委員、石黒委員(会議において指名手続をしなかったため、後日文書により指名)</p>		
議 事	<p>1 会長の選出</p> <p>(森澤委員) 菊地会長が退任されたので、私が副会長ということから、最初の議事進行をさせていただきたいと思う。</p> <p>(中沢委員) 前の会長がなぜお辞めになったのか。規約上辞めざるを得ないのかどうか。</p> <p>(宮崎主任主事) 農業委員会からの推薦の委員ということで、菊地委員については農業委員の職自体を外れたため、農業委員会から推薦される立場でなくなったので辞任した。現在は、農業委員会からは金子委員が出てきている。</p>		

(森澤委員) 会長選出について何かあるか。

(石黒委員) 副会長が会長に昇任し、副会長を選出する方がいいのではないか。

(森澤委員) 私が会長になり、副会長を選出してはとの提案だが、いかがか。

～異議なしの声～

(森澤委員) では、私森澤が新たに会長を務めさせていただき、新しく副会長を選出したい。副会長の選出について、ご意見等あれば挙手をお願いしたい。

(栗原委員) 今までの経験等から、村松正喜委員を推薦したい。

(西川委員) 私も村松正喜委員にぜひお願いしたい。

(森澤委員) 今お二方から村松委員が副会長に相応しいとの話があった。いかがか。

～異議なしの声～

(森澤委員) それでは、新しい副会長を村松正喜委員にお願いするということで、よろしくをお願いしたい。

～村松(正)委員、副会長席へ移動～

～森澤会長、村松(正)副会長からあいさつ～

2 ワークショップ「地域の安全」のまとめ Part1

(入澤課長) ワークショップ「地域の安全」のまとめ Part1 ということで、はじめての方もいるので若干まとめと進め方についてお話しさせていただきたい。資料番号3になるが、19年12月の推進会議で、この推進会議として町民のみなさんと共に活動していく課題を見つけ出そうという論議の中から、身近なまちづくりの取り組みについて論議をし、課題を抽出していただいた。別途資料の『「地域の安全について」～身近な課題の洗い出し～』ということで、8つのジャンルに大別をしたが、論議がそれぞれ十分になされていなかったのもう少しグループ討議を進めていく中で、この課題については洗い出しをしていただきたいと考えている。次にすべての項目で、内容の理解、コミュニケーション、これらの経費節減、対応の迅速性、協力のしやすさ、主体的にどこが取り組むのが効果的なのかを、自助・共助・公助の三つの視点に分類する作業を、これから始めたいと思う。Part2では、ジャンル別に分類された役割分担に沿ってまちづくりの責務と協働の視点からの検討を行いたい。私たちの安全を阻害する課題の解決は？ということで、ここに挙がっているものを具体的に阻害要件とした場合に、どういう形で課題を解決するのか。自助・共助・公助のあり方、住民・地域・企業・行政の役割分担をまちづくりの活動として、どう定着させていくのかということ、これからの洗い出しと論議によってまとめていただこうと考えている。

～作業の方法について説明の後、A・Bのグループに分かれて約1時間作業～

～作業後、各グループ約3分で概要を発表～

(入澤課長) ありがとうございました。まだまだ未分化な状態が続いている、その中でもうお気づきな事があって、例えば自助と共助とどこで分けるのか、まさに分けら

れないからこそキチッと分ける。自治と協働の原則はやはり個人なので、「私だったらこれができる、だからあなたもこうして欲しい、グループはこうして欲しい」と言わずに「全部公助にして全部役場でやれ」と言うなら今までどおり。今日の発表をまとめたものを整理して、次の作業へ移っていきたいと思うので、ぜひそういった視点の中で、それぞれの内容を深めていただきたい。

(森澤会長) 推進会議のかなりの内容をこのワークショップにとられている。私たちはこの会議の中で「こうしなくちゃいけない、そのためにはどんな仕組みが必要だ」ということをもっと話し合うべきだと思う。今後の課題の中に市民活動センターと出てきますが、じゃあどういう仕組みを作っていったらいいのかを考えるのも、この会議だと思うので、もちろんワークショップによっていろいろな考え方ができるのも間違いではないが、それなら会議とは別に勉強する時間を設けないといけない気がする。今後はもう少し自治基本条例をみんなのものにするにはどうしていこう、という部分にみなさんの時間を分けていただきたいと思うので、みなさんもここへ来てから考え始めるのではなく、次の会議までに何か一つ考えておいていただくと、会議もだいぶ変わってくると思うので、よろしく願いたい。

3 会議公開、パブリックコメント手続に関する規則（素案）について

(入澤課長) この推進会議を進めていく中で、役所は役所としてやれることはどんどんやって、みなさんにご提案させていただくということで、二つの素案についてご提示させていただくもの。前回方向性を示していただき、それに基づく内容である。

会議公開

(宮崎主任主事) 【資料番号1-1、1-2、参考資料Aについて説明】参考資料Aは前回確認いただいた会議公開基準の骨子。基本的な作りとしては規則で大きい取り決めをして、細々した部分を事務要領で定めるようにしてある。第4条では非公開について規定していて、基本的には法令や省令等に非公開について特別な定めがある場合は非公開、会議に諮って町の情報公開条例第5条各号に該当する情報について審議する場合は、一部または全部を非公開にできる。したがって、その会議の意向で非公開にしたいとか、そういうことはできないことになる。資料1-2で、第3条第1項で「傍聴定数を超える場合は抽選とし当日受付」という書き方をしている。ここについては、事前申込制と二通りの方法を幹事会でお示しした中で、当日受付で抽選でいいのではないかということになった。事前申込で抽選ならば、抽選に漏れた際に会議当日のその方の時間を拘束しなくてすむという利点はあるが、傍聴は抽選という前提を事前に周知してあれば、外れる可能性もあるということを知りて当日来るのだから構わない、という意見がありこの文案になった。第4条第2項の議事録の確定方法だが、議事録署名委員による確認及び署名の方法と各審議会に確定方法を委ねるという方法の二つをお示したが、これは今素案にある(議事録署名委員による方の)文案になった。各審議会に委ねると、審議会によっては次

回開催時に全員に諮って確定という場合に、半年先になったりするので、確定を速やかに行う意味で、議事録署名委員による方法でいいのではないかとということになった。

(森澤会長) みなさんからいただいたご意見がまとまったら規則になるということか。

(宮崎主任主事) 今日意見をいただいて、それも含めて案という形でまとめて法制担当にも確認しながら庁議に諮り、案が確定したらパブリックコメントを行う。そこでの意見も踏まえて町として最終確定したい案を、またこの推進会議にお示しする。それを経て庁議で確定して制定するという流れで考えている。

(大庭委員) 今日説明した規則や要領の改定について何も書いていないが、必要が生じたら提案して改定していく。そう考えていいのか。

(入澤課長) 必要に応じてこの会議の中でご論議いただいて結構だと思う。

(磯崎委員) 第2条の対象となる会議について、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等の執行機関は対象にしないでいいということだったかどうか。各行政委員会はどうだったかということがひとつ。それから、部長会議や政策会議等の庁議は対象となっているかどうか。

(入澤課長) 条例第15条で「町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については別に定めるところにより原則としてこれを公開する」とあり、法等々で定められたもので各委員会もこれに準ずるような規定になっているので、それぞれに公開していただければ結構だと思う。庁議については現段階では考えていないが、庁議も公開の論議が他市町村では大に行われている。今後論議の課題になろうかと思う。

(磯崎委員) 各委員会はそれぞれ対応を考える。これはあくまで町長部局として規則を作るのだから、町長部局の所管についてが対象。もう一つ確認だが、第6条の会議の傍聴、これは町民以外でも認めるということでよいか。町民の参加する権利と考えず、もう公開だから町外の人も含めて傍聴できるということで理解していいか。

(入澤課長) はい。

(磯崎委員) それと第8条第2項、公表する議事録の対象が「公開した会議については」となっている。非公開や一部非公開にした会議等は、その場で聞かれては困るが議事録については要点筆記にして個人名などプライバシーを除いて結論を示す、例えば「建築の〇〇審査について何件の諮問があり、一部意見を付して了承した」など、プライバシーを除いて議事録を公開するというのは可能だと思うがどうか。

(宮崎主任主事) 今ご指摘の部分については、素案の作成段階では考えが至らなかった。基本的に公開した会議は議事録を当然に公表するというスタンスだったので、ご指摘のケースを検討して盛り込めるなら盛り込んでいきたい。

(入澤課長) 基本原則はあくまで公開なので、非公開にする場合はその理由を明らかにするというスタンスにしている。

(森澤会長) 公開の対象となる会議は、教育委員会や農業委員会などについてはそれぞれが自治基本条例を受けて、こういった規則などを作るということでもいいか。

(入澤課長) 条例の範疇なので、各行政委員会がこれに準じた定めをしていただくことを望んでいる。自治基本条例自体が、町の公的機関全体におよんでいるので。

(中沢委員) 教育委員会が自分のところの会議は神聖だから公開しないということを決めても、それはダメだよということね。

(入澤課長) 基本的には自治基本条例に反するのでダメ。

(中沢委員) 今の話だと、教育委員会で公開しないことにしたら、教育委員会だけは治外法権みたいになってしまう。やはり自治基本条例のもとで教育委員会もちゃんと公開しろと、多少の事務手続きのルールぐらいは、規則のようなものを作ることが許されるかもしれない、公開しないと決めることは許されないと、前回お答えになったように思うが。

(森澤会長) では対象になる会議、ここに絞って意見をいただきたい。

(市本委員) 私はすべての会議が対象になることが望ましいと思う。

(各務委員) 教育委員会も農業委員会も傍聴は許されているが、会議の公開性という意味では非常に低いと思う。当然対象とすべきだが、教育委員会でも学校の中の一人の児童や生徒についての対策を練るような会議までは、公開するべきでない。ただ、教育委員会も農業委員会も当然これに則ってやるべきだし、それぞれに規則を作るという考え自体が、私は理解できない。

(磯崎委員) 条例はすべての機関に及ぶ。この規則は町長が定める規則で、基本的には町長部局にしか及ばないので、教育委員会や農業委員会など町長と対等の独自の執行機関は、教育の中立性や政治的中立性を保つとかの理由で、あえて分けて、規則なり規程なりを作ってもらおうというのは事務局が言うとおりでと思う。ただ、町長には総合調整権があるので、町長から各委員会に、この条例の趣旨を踏まえて、あるいはこの規則を参考にして、各委員会で定めるようにという要請をすればいいと思う。推進会議でもこういう意見が出たので整備するようにという要請をすればいいと思う。

(森澤会長) 対象とする会議の表記はこの形でいいか。他の執行機関が含まれたほうが望ましいという意見があるが、管轄の違いとか、規則ではあてはまらない。希望としては一緒にこの規則でできれば入れて欲しいというのが、推進会議での意見ということにしたい。

(磯崎委員) 議会は当然、各行政委員会に対して干渉権があるので、各委員会で作っていないとなれば作りなさいと、自治基本条例をちゃんと運用しなさいと言えるので、議会で取り上げていただくか、町長から要請していただければいいと思う。

(森澤会長) 対象とする会議は、農業委員会や教育委員会で町の協議会等と同等の会議を開催する場合は、これと同じような規則で運用してもらおうのが望ましいという意見を付けていただくということをお願いしたい。他に何かあるか。

(中沢委員) 第6条の傍聴の件だが、会議は傍聴する人のためにやるのではなく、出席する人が出やすい時間にやらないと具合が悪いのではないか。ここまでやらなくて

も、門戸を開放しておけばいいのではないかと。それと、事前の検討で意見があつて変えたところがあったが、私はたまたま広報を1月から8月までみて、具体的にどういった傍聴申込をさせているか見てみた。一番たちが悪いのは当日抽選してダメだったら帰れという可能性を残した決め方で、これは良くないと思う。抽選なら事前に申し込ませて外れたらまた申し込んでくださいということではないかと思うが、本当に来てから外れたら腹が立つ、そこまで考えたのかどうか。

(森澤会長) 事前に抽選して決めほうがいい、当日受付は望ましくないということだが、この素案では、事前申込をやめて当日受付に統一することになる。

(宮崎主任主事) 傍聴周知の際に、定数超えたら抽選する旨を事前に断るので、外れる可能性も含めて当日来るのだから問題はない、という解釈である。

(大庭委員) 当日来て多かったら抽選して、外れたら帰る。そうははじめに決めてあればそれだっていいのではないかと。

(清田委員) 幹事会では、あくまで当日までのみなさんのご都合、傍聴する意思を尊重するならギリギリまで待つという結論になった。

(森澤会長) この規則についても、運用の中で問題が多いようなら変える必要があると思うので、今回はこの素案のとおりということにしたいと思う。

パブリックコメント手続

(宮崎主任主事) 【資料番号2-1、2-2、参考資料Bについて説明】第2条は言葉の定義をしている。ここで「町の重要な計画の策定等」という言葉が長いのだが、自治基本条例第20条で「重要な計画の策定等に当たっては、別に定めるところにより、パブリックコメントの手続きを実施する」となっているので、それを受けてこういう書き方にしている。他の市町の規定等をみると「政策等」「施策等」という書き方のところが多いが、それに当たる言葉として「重要な計画の策定等」ということにしている。

(磯崎委員) 会議公開のほうとも絡むが、第2条第2号に実施機関として町長だけでなく「町長その他の執行機関であつて計画の策定等を行うもの」となっているが、そうすると教育委員会等も含まれてしまう。町長が定める規則で他の執行機関を対象にしているかどうか。法制面を含めて確認をしていただき、もし可能なら、逆に先ほどの会議公開のほうも教育委員会等の執行機関の会議も入れるというのが筋になると思う。たぶん、それぞれ別にしないといけないと思うが、もし一本化できるのであれば、会議公開のほうも一本化するほうに調整して欲しいと思う。

(森澤会長) 教育委員会その他執行機関も原則公開ということで、公開の規則に則って運用できるかも含めて、事務局に調整していただきたい。

(大庭委員) パブリックコメントを実施しても形骸化してしまうということについては、どこかでチェック機関を設けて町がどういう答えをするか、審議というかチェックするところが必要ではないか、それはこの推進会議の委員だと思ふ。

(森澤会長) 実際問題として、まちづくり推進会議で評価するとかチェックするとかと

いうのは可能なのか。

(磯崎委員) 回数にもよるが、この会議が年三回とかであれば、その間のパブリックコメントの実施状況を報告してもらって点検するのは、条例上確かに我々の責任かとは思っているので、11条についても公表するだけでなく、この会議に報告するというのを入れてもらったほうがいいかと思う。

(森澤会長) 開催のたびにそれだけで終わってしまうかもしれない。

(磯崎委員) 推進会議の中にパブコメ部会などの部会を設けて、そこで点検するのは可能かと思う。全体でやろうとすると総括的な一覧を見ながら「これは答えになっていないんじゃないか」といった点検をするくらいかなと思う。

(村松(正)委員) 議会はパブリックコメントについてチェックしないのか。

(石黒委員) パブリックコメントをやって意見を100%活用することは、まずない。全部町民の意見を聴きながらやったらまとまらない。町はパブリックコメントをやったという過程が欲しいのだと思う。

(森澤会長) パブリックコメントの意見に町が説明責任をキチッと果たしているのか、そんなチェックを議会はどういうふうに行っているのか。

(各務委員) 議会の常任委員会協議会で、それぞれの担当課が自分たちの事業を説明する。パブコメも同じような扱いで協議会の中で全体の流れが示され、どういう計画をつくるとか、案とか骨子が示され、いつから町民にパブコメを求めるというチャートが報告されて、またパブコメが終わった後も、こういう意見が出た、こう答えた、こう直したという報告がされるだけなので、実際はこういう推進会議のほうがチェックには適しているように思う。

(村松(正)委員) パブコメの評価云々ではなく、出た答えに対して説明を受けるだけだよ。だからチェックの機能はない。ということは、パブコメに対する答えが出るだけで説明責任は果たすが、それでおしまいだと思う。

(各務委員) 年一回この会議の中で、どのようなパブコメが出されて、それが本当に町の計画なり私たちの生活に重要な事項に対して、どのくらい有効に修正ができたのかというところをチェックしないと、町民が参加しようなんて思わないと思う。

(森澤会長) パブコメを形骸化させないためにどうしたらいいかということで、大庭委員の言われたような評価というものが、この推進会議でできれば、パブコメの状況・概況を報告してもらって、報告を受けるだけでなくチェックできるような形をとれる規則にするようお願いするというのでよいか。盛り込めるか。

(入澤課長) 委員がおっしゃったような背景があったからこそ、形骸化させないために行政側から提案させていただいた。せっかく自治基本条例で謳っても住民の中に失望感しか残らない。形骸化させないためにどういう予防措置をとるのか、私どもの考え方としてこの中では報告の義務を課している。報告されたものをこの会議の中で議論いただければと考えていた。条文の中で厳しく定めるのではなく、一般論としてキチッと報告することで、あまりにも目に余るものは、この推進会議から自治

基本条例の本旨に反するのではないかという付議がかかると理解している。そうではないと、会議の回数が物理的に難しい。いろいろな部会をつくるとなると事務的には正直言って追いつききらない。

(大庭委員) そうすると結論はどうなるのか。ただ公表して終わるのか。それは反対だ。

この推進会議に報告して審議を受けて欲しい。一番大切なところだ。事務局は、この会議の回数が多くなるので困ると言うが、民主主義というのは、すごくお金と時間がかかるもの。今の世の中ものが多様化していて、いろいろな考えを持つ人が一杯いて、そういう中で進めて行くには時間とお金がかかる。

(森澤会長) 評価、チェックについて、まちづくり推進会議がかかわっていくということについては修正を加えていくということによいか。

(入澤課長) 私たちも他市を参考にしたりしているが、監視機関まで持っているところは確かなかった気がする。そういう進行をチェックすることもこの会議の役割だということも条例で謳っているので、不可能ではないことは間違いのないと思うが、物理的な条件も含めて申し上げただけなので、検討させていただき、再度論議していただきたいと思う。

4 住民活動支援に関する検討について

(入澤課長) 【資料番号4～7について説明】自治基本条例の中で住民活動の育成支援という項目がある。資料にあるのは、最近の議会の意見に対し町長がこういう回答をし、それによりこの推進会議で本格的に新たな課題として検討いただきたく提案するもの。茅ヶ崎のサポートセンターやげんき基金、協働のための活動支援基金、こういったものを想定しながら基本的な方向を議論していただき、幹事会等で素案的な煮詰めをして、この会議に課題として載せていきたい。

(森澤会長) これは今後、この市民活動サポートセンターの寒川版を、この推進会議で考えていくということで、次回以降になるがみなさんと進めていきたいと思う。

(各務委員) 町民センターの旧図書室は教育施設であって、目的外利用できないと答弁しているのに、このまちづくり推進会議で検討して提言を参考にとっている。私たちが、じゃあその場所でやりなさいと言ったときに、また同じ答弁を繰り返すのではないか、その辺はどうなのか。

(入澤課長) 場所の問題については、ここでやりなさいではなく、教育委員会はこう言っているということだけのご理解をいただきたい。

(栗原委員) 希望としては、いつ頃開設の予定なのか。

(入澤課長) 日程や場所については想定していない。5年も10年もかけて検討することではないが、金がないとかの問題ではないので、キチッと議論する中で場所はどこが最適なのか。こうあるべきだという議論の前に、こういう活動をするのに、どこの場所が、どういう施設が、どういう支援組織が、という論議を深めた結果として、場所の選定とか、いつ実施していくとかという論議をするべきと思っている。

	<p>この会議の意見を十分に参酌して、早急に必要なら早急な予算要求を出して行かざるを得ないと思う。</p> <p>○その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料の送付が遅い。もっと早くすること。 ・前回会議の参考資料AとBの最終版をつくって欲しい。 ・ワークショップはもうやめてはどうか。やるならもっと緻密でないと意味がない。 ・スケジュール立ててこの会議を進めてはどうか。 ・寒川町長との対話集会実施要綱を制定したことの報告。 <p>○磯崎委員による総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例ができて、町が変わりつつあると感じている。会議公開、パブコメの素案も課題はあるがかなり前向きで緻密に作られている。自治基本条例は漢方薬のようにゆっくり効果が出るもの。だんだん効果が出てきているように思うが、その効果をさらに高めるのがこの推進会議の役割だと思う。委員としてもさらに努力していかないといけない。 ・この推進会議は、委員のほうから議題を決めて取り組んだり、町長へ提言することが可能。ワークショップについても確かにこのままでは生かすのが難しいが、課題発見の作業であり、そこから出た課題をこの会議の審議事項につなげていく努力が必要ではないか。
資料	<p>(使用順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ワークショップ「地域の安全」のまとめ Part 1 (資料番号 3) ○ 「地域の安全」について～身近な課題の洗い出し～ (別途資料) ○ 自助・共助・公助のあり方 (住民・地域・企業・行政の役割分担) に関する検討経過について (参考資料 C) ○ 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則 (素案) (資料番号 1-1) ○ 寒川町審議会等の会議の公開に関する事務要領 (素案) (資料番号 1-2) ○ 会議公開基準骨子 (参考資料 A) ○ パブリックコメント手続に関する規則 (資料番号 2-1) ○ パブリックコメント手続に関する事務要領 (資料番号 2-2) ○ パブリックコメント手続に関する基準骨子 (参考資料 B) ○ 住民活動の拠点づくりに支援を (資料番号 4) ○ 「茅ヶ崎市民活動サポートセンター」について (資料番号 5) ○ 市民活動げんき基金助成事業 (資料番号 6) ○ 協働推進事業がはじまります! (資料番号 7)
議事録署名 委員の署名	<p>石黒岩平  石黒岩平 </p>